

創業支援事業

春日部市は、国（経済産業省・総務省）の「創業支援計画」の認定を受け、市内で創業を希望する方を応援しています。創業に関する様々な疑問・課題に市、公的機関、身近な専門家が相談に対応、情報提供等をいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

また、計画の中で特に創業の確率が高まると考えられる支援を「特定創業支援等事業」として位置づけています。特定創業支援等事業による支援を受けた創業者については、創業の際に国や市からの支援が受けられますのでご利用ください。

特定創業支援等事業とは・・・

創業支援事業計画に掲げる事業の中で、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の知識が全て身につく継続的な支援のことで、**4回以上1ヶ月以上の継続的な支援**を創業希望者に対して行う事業を言います。特定創業支援等事業を受けた方は、その後創業する際に国からのメリットを受けることができます。

春日部市特定創業支援等事業

- 「ワンストップ相談窓口」（個別相談）
（春日部商工会議所中小企業相談所・庄和商工会）
 - 「創業塾」（原則全4回講座・セミナー形式）（創業支援ルーム）
 - 「創業相談窓口」（個別相談）（公益財団法人埼玉県産業振興公社）
 - 「創業セミナー」（公益財団法人埼玉県産業振興公社）
- ※創業塾の開催時期、詳細については、市広報及びHP等にてお知らせいたします。

国からの支援（春日部市特定創業支援等事業を受けた方が対象です）

以下の支援を利用する場合は、商工振興課までお問い合わせください。

1. 創業前又は創業5年未満の個人の方が会社を設立する際、登録免許税が軽減されます。（例：資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減）

以下の全ての条件を満たした方が対象です。

- ① 春日部市特定創業支援等事業を受けた方
 - ② 初めて創業する方（初めて創業して5年未満の個人の方）
 - ③ 春日部市内に株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立される方
2. 創業前又は創業5年未満の個人の方が融資を受ける際、無担保・第三者保証人なしの創業関連保証の枠が、1,000万円から1,500万円まで拡大されます。
 3. 創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が事業開始6ヶ月前から利用できるようになります。

※2、3については春日部市外に創業される場合も受けることが可能です。

市からの支援（春日部市特定創業支援等事業を受けた方が対象です）

1. 法人設立応援補助金

- ①創業前の方又は創業後5年未満の個人の方が、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立する際に、登録免許税の一部を補助します。
補助を受ける際は、法人設立後、市に必要な書類を提出する必要があります。詳しくは春日部市公式ホームページをご覧ください。
- ②春日部市で交付された証明書にて、春日部市以外で創業する場合は、この補助金を受けることはできません。

その他の創業支援事業

●創業支援セミナー

創業に興味がある方、創業しようか迷っている方向けに、先輩起業家の講演や創業に関する基礎知識を学ぶセミナーです。

開催時期、詳細については、春日部市広報及び春日部市公式ホームページ等にてお知らせいたします。

詳しくは、下記の春日部市創業支援事業のページ（春日部市）をご参照ください。

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/keieishien/8400.html>

お問い合わせ

商工振興課 商工振興担当 電話番号 048-736-1111(内線 7755)

かすかベンチャー応援補助金について

この補助金は、新たな地域産業と雇用創出による地域活性化を図るため、市内の空き店舗を利用して創業を行う方・創業して5年未満の方に対し、創業の際にかかる費用の一部を補助するものです。

募集期間

- 令和4年（2022年）4月1日（金）から7月29日（金）
（毎月月末締切。予算がなくなり次第受付終了。）

募集対象者

以下1から6の要件をすべて満たす方

1. 補助事業完了日までに創業する又は創業して5年未満の中小企業者で、市が指定した区域の空き店舗に出店する方
2. 補助事業完了日までに春日部市の創業支援等事業計画に基づく支援を受けた、又は補助金事業完了日までに受ける予定の方
3. 補助事業完了日までに春日部商工会議所又は庄和商工会及び該当区域の商店会に加入する方
4. 市税等の滞納がない方
5. 応募者又は法人の役員が暴力団等の反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力との関係がないこと
6. 同種の補助金を受けて創業及び出店をする方でないこと

補助対象事業

補助対象事業は、募集対象者が実施する以下の業種に該当する事業で、補助金交付決定年度内に開業又は設立を完了する事業。

【補助対象事業】

日本産業分類に規定する小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・その他市の商業活性化に資すると認められる事業。

前項の規定に関わらず、以下の1から6の事項に該当する事業は対象外となります。

1. 公序良俗に反する事業
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で規定する事業
3. 春日部市内にある他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗が空き店舗となる事業
4. 自らの住居を兼ねて実施する事業
5. 本人又は三親等以内の親族が所有する空き店舗を使って実施する事業
6. その他市長が適当でないと認める事業

補助対象経費

経費区分	対象経費
設備費	市内の店舗の開設に伴う外装工事・内装工事費用、材料費 【対象とならない費用（例示）】 自身で工事を行う場合の工事費用
店舗等借入費	市内の店舗等の借り入れに伴う仲介手数料
原材料費	試供品・サンプル品の制作に係る費用 【対象とならない経費（例示）】 試供品・サンプル品の制作に係る費用として明確に特定できないもの。
広報費	販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費 【対象とならない経費（例示）】 切手の購入費、自身で行うポスティング等の手数料

補助金の額

	補助率	補助限度額
かすかベビジネスプランコンテストの受賞者 (受賞した事業計画に基づき実施する事業に限る)	1/2以内	150万
市指定区域内への出店者		100万

申請書の提出について

「かすかベンチャー応援補助金申請書」に必要事項を記入し、募集要項に記載の必要書類を添えて、商工振興課窓口へ提出してください。(直接持参)

募集要項は以下の施設で配布のほか、春日部市公式ホームページよりダウンロードできます。

- 商工振興課窓口

お問い合わせ

商工振興課 商工振興担当 電話番号 048-736-1111(内線 7755)